

【施策の柱5】 生物多様性を守り、活かす自然共生社会の構築

Carbon Neutral Challenge
～生物多様性を守ろう～

生物多様性がもたらす4つの恵み（生態系サービス）

【くらしの基盤】 （供給サービス）	【安全・安心の基礎】 （調整サービス）	【豊かな文化の基盤】 （文化的サービス）	【生命の存立基盤】 （基盤サービス）
食料、水、木材、繊維、医薬品の原料等の資源の提供など	水質浄化、気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減など	自然景観の美しさ、精神・宗教的価値、レクリエーションの場の提供など	光合成による酸素の提供、栄養塩の循環、土壌形成など

目指す
将来の姿

- 生物多様性の重要性が広く認識され、多様な主体が保全活動に参画している。
- 生物多様性がもたらす豊かな恵みを楽しみ、持続的に活用している。
- 本県ならではの自然環境や景観などの環境資産を活かした取り組みにより、地域の活性化が図られている。

施策の展開方向 やまがた緑環境税を活用した森づくりへの参加人数 70,000人

1 生物多様性の保全

- ◆ 体験活動等への参画を促し、県民の生物多様性に対する理解を促進
- ◆ 地域の多様な主体により維持されてきた生態系の維持・保全に向けた取組の推進
- ◆ 外来種対策の推進
- ◆ 野生鳥獣の適正な管理の推進
- ◆ 人口減少下においても鳥獣被害対策を持続可能なものとするため、自治体と地域の間立ち、機動的・広域的に活動できる被害防止体制の整備

2 自然環境との共生

- ◆ 山岳資源や自然公園、野外レクリエーション施設等の保全・整備・維持管理及びその利活用を推進
- ◆ 計画的な造林や間伐等の森林整備など、多様で健全な森林づくりの推進
- ◆ 荒廃森林の復旧整備、水土保全機能の低下した森林の整備
- ◆ 県民参加の森づくり等の推進
- ◆ 継続的な河川・海岸の保全、清掃美化活動の支援
- ◆ 環境影響評価等の推進

3 環境資産の活用・継承

- ◆ やまがた百名山の認知度向上・利用拡大と保全活動の担い手確保を両輪とした一体的な取組の推進
- ◆ 樹氷復活のためのオオシラビソ林再生に向けた計画的な取組みの推進
- ◆ 登山道等の予防保全型の修繕や避難小屋の新設
- ◆ 豊かな自然・景観を活かした地域活性化の推進
- ◆ 農山漁村地域の保全と活用による農業の有する多面的機能の維持・発揮

(案)

第4次山形県環境計画

【中間見直し版】

持続的発展が可能な

豊かで美しい山形県を目指して

～ みんなで創る グリーンやまがた ～

令和8年3月

山 形 県



施策の柱5 生物多様性を守り、活かす自然共生社会の構築



【目指す将来の姿】

- 生物多様性の重要性が広く認識され、多様な主体が保全活動に参画している。
- 生物多様性がもたらす豊かな恵みを享受し、持続的に活用している。
- 本県ならではの自然環境や景観などの環境資産を活かした取組みにより、地域の活性化が図られている。

【数値目標】

指標	策定時	現状	目標
県民の生物多様性の認知度	46.3% (H29)	52.8% (R5)	50% (R12)
狩猟免許所持者数	2,972人 (R1)	3,454人 (R6)	4,000人 (R12)
やまがた緑環境税を活用した森づくりへの参加人数	66,858人 (R1)	69,260人 (R6)	70,000人 (R8※ ¹)
やまがた緑環境税を活用した森林整備面積 (H29からの累計)	3,332ha (R1)	8,160ha (R6)	11,600ha (R8※ ¹)
やまがた百名山等利用者数 (山岳観光者数)	789,400人※ ² (R1)	497,000人 (R6)	800,000人 (R12)

※¹ 「やまがた緑環境税評価・検証委員会」で決定した数値目標。本計画期間内に当該目標の見直しが行なわれた場合にはその都度反映する。

※² 「やまがた百名山等利用者数 (山岳観光者数)」については、新型コロナウイルスの感染拡大もあり、令和2年度は437,000人まで落ち込んだ。

【現状】

(1) 生物多様性の保全に関する現状

- ・ 本県は、全国第9位の面積を有し、県土の約7割を森林が占めています。また、一つの県のみを流域とする河川としては国内最長である最上川をはじめとする多くの河川、湖沼、湿地、田園、海浜等、豊かで変化に富んだ生態系があり、その中に、約2,400種の植物の生育、約5,000種を超える動物の生息が確認されています。また、同じ種でも生息・生育する地域や環境の違いなどにより、遺伝的な多

様性を持つ個性的な個体群が存在しています。

- ・ 一方で、本県においても豊かな生物多様性は脅かされています。2013（平成25）から2018（平成30）年度にかけて改訂した「山形県版レッドリスト」では、県内の野生動植物のうち、動物141種、植物500種、合計641種が絶滅危惧種に選定され、改訂前に比べて211種増加しています。
- ・ 2023（令和5年）3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、2030年までにネイチャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）を達成するという目標が掲げられました。
- ・ 2025（令和6）年7月施行の「山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例」では、県、市町村、県民等の関係者が相互に連携しながら、生物多様性を維持しつつ、鳥獣被害防止対策に取り組み、野生鳥獣と共存し、安全で安心な生活環境の実現を目指すこととしています。

【解説】生物多様性とは



生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことで、生物多様性条約※では全ての生き物の間に違いがあることと定義し、次の3つのレベルで多様性があるとされています。

生態系の多様性	森林、草原、河川、干潟など様々な生態系がそれぞれの地域に形成していること
種の多様性	様々な種類の動植物等が生息・生育していること
遺伝子の多様性	同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでの違いがあること

【県内の代表的な生態系】



森林生態系
（大朝日岳）



河川生態系
（最上川：新庄市本合海）



湖沼生態系
（大山下池）

私たちの暮らしは食料や水、木材、気候の安定など、多様な生物が関わり合う生態系から得ることのできる恵みによって支えられています。これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、次の4つに分類されます。

供給サービス	食料、水、木材、繊維、医薬品の原料等の資源の提供など
調整サービス	水質浄化、気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減など
文化的サービス	自然景観の美しさ、精神・宗教的価値、レクリエーションの場の提供など
基盤サービス	光合成による酸素の提供、栄養塩の循環、土壌形成など

近年、生物多様性の損失の流れを止め、回復へと転じるネイチャーポジティブの重要性が高まっています。2030年までにその実現を目指すには、社会全体の構造転換が不可欠であり、自治体や企業には生物多様性保全への積極的な取り組みが求められています。

※ 1992（平成4）年に採択され、日本は1993（平成5）年に締結。条約の目的には「生物多様性の保全」及び「その構成要素の持続可能な利用」等が掲げられており、生物多様性が直面する主要課題に対して方向性を示すとともに、国際協力の進展を促すなど一定の成果をあげている。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の選定状況

分類群	カテゴリー*										合計選定種数	
	絶滅 (EX)	野生絶滅 (EW)	絶滅危惧種				計	準絶滅危惧 (NT)	情報不足 (DD)	絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)		要注目
			絶滅危惧I類 (CR+EN)		絶滅危惧II類 (VU)	計						
		絶滅危惧IA類 (GR)	絶滅危惧IB類 (EN)									
改訂後	動物編	10		33	41	67	141	172	86	7		416
	植物編	41	1	202	129	169	500	33	11			586
	計	51	1	235	170	236	641	205	97	7		1,002
改訂前	動物編	7		23	23	38	84	119	51	12	12	285
	植物編	39	1	154	86	106	346	38	38			462
	計	46	1	177	109	144	430	157	89	12	12	747

※絶滅のおそれの程度を分類したもの。環境省のカテゴリー区分に準拠している。

- ・ 生物多様性の損失や劣化を引き起こしている要因には、次の4つがあります。
 - ア 開発や過剰な採取等による種の絶滅や生態系の損失
 - ・ 森林や農地などを造成した宅地や商業地等の開発、過剰な採取や捕獲、生育・生息地の環境悪化などにより、姿を消しつつある野生動植物があります。
 - イ 自然への働きかけの減少による生態系の劣化

- ・ 県内の里地里山・田園地域の多様な生態系は、農作物の生産、森林の手入れなど、人の手により形づくられてきましたが、産業構造の変化、人口減少や高齢化等により人の働きかけが減少する中で多様な生態系が失われてきています。
- ・ また、近年、本県では長らく姿を消していたイノシシとニホンジカが生息を回復し、イノシシによる農作物被害が急増しています。

ウ 外来種の侵入や持ち込み等による生態系や在来種の損失

- ・ 県内では、魚類のコクチバス、オオクチバス、ブルーギル、両生類のウシガエル、植物のオオキンケイギクやオオハンゴンソウ等が生息・生育域を拡大させています。また、最近になって哺乳類のアライグマが県内で生息していることが確認されるなど、国外や国内の他地域から持ち込まれた生き物の生息域拡大により、在来種や生態系への影響、更には農作物や漁業資源、生活環境への被害が懸念されています。

エ 地球温暖化等の気候変動による種の絶滅危機

- ・ 地球温暖化が多様な生態系や野生動植物の生息・生育に影響を与え、固有の生態系が失われていくことが懸念されます。標高の高い山岳地に生息・生育する多くの動植物は姿を消してしまうおそれがあると考えられています。

(2) 自然環境との共生に関する現状

- ・ 本県の優れた自然の風景地の保護や利用の増進、生物の多様性の確保を目的に、10の自然公園(国立公園1(3地域)、国定公園3、県立自然公園6)が指定され、公園面積は県土面積の約17%を占めており、多くの人々が本県の豊かな自然環境とのふれあいを楽しんでいます。
- ・ 本県の豊かな自然環境を保全し、生息・生育する野生動植物の保護を図るため、自然環境保全地域(5箇所)、里山環境保全地域(4箇所)、鳥獣保護区(55箇所)を指定しています。
- ・ 県の独自課税である「やまがた緑環境税」を活用し、荒廃のおそれのある森林について、公益的な機能を回復・保全するための森林整備を実施しているほか、「やまがた^{もくいく}木育」の推進、企業や地域の団体などによる県民参加の森林づくり活動に対する支援を行っています。
- ・ 開発事業による重大な環境への影響を防止していくため、山形県環境影響評価条例を改正(2018(平成30)年4月)し、発電所事業を条例の対象に追加するとともに、条例の対象とする全事業について事業者が配慮書を作成することとしました。

(3) 環境資産の活用・継承に関する現状

- ・ 2016（平成28）年度に「やまがた百名山」を選定し、地元の宝である山の魅力を積極的に発信するとともに、山の維持管理を行う地元の方々の活動を支援することで、交流人口の拡大と地域の活性化を図っています。
- ・ 2015（平成27）年度から、地域の人々に育まれてきた優れた湧水等を「里の名水・やまがた百選」として選定し、県内外に広く紹介しています。この取組みにより、水環境の保全と観光資源や地域づくりへの活用を推進しています。
- ・ 農山漁村の有する地域資源や豊かな自然を活用した観光交流や地域づくりを推進しています。
- ・ 2013（平成25）年頃から、蔵王連峰の1,300mから1,700mの亜高山帯に多く自生する針葉樹であり、樹氷を形づくるオオシラビソが、虫による食害などにより、広範囲で枯死しました。「山形県民の宝」である樹氷の景観を復活させ、将来世代に手渡し、その恵みを脈々と守り続けることができるよう、2022（令和4）年度に「樹氷復活県民会議」を設立し、オオシラビソの移植活動など再生の取組みを林野庁と連携して行っています。



< 自然公園 >

(単位：ha)

公園名・地区名		指定年月日	関係市町村	面積
園 鶴	出羽三山・朝日地域	S25. 9. 5	西川町、朝日町、大江町、大蔵村、 小国町、鶴岡市、庄内町	54,213
	飯豊地域		飯豊町、小国町	10,093
	吾妻地域		米沢市	6,810
	計			71,116
園	鳥海	S38. 7. 24	酒田市、遊佐町	13,553 (海域 3,459)
	蔵王	S38. 8. 8	山形市、上山市	18,878
	栗駒	S43. 7. 22	新庄市、最上町、金山町	9,824
	計			42,255 (海域 3,459)
園 鶴	庄内海浜	S23. 8. 5	鶴岡市、酒田市	6,267
	御所山	S26. 3. 20	東根市、尾花沢市、最上町	13,515
	県南	S36. 9. 1	南陽市、高島町	10,124
	加無山	S38. 12. 6	真室川町、金山町	8,502
	天童高原	S42. 8. 30	天童市	1,883
	最上川	S46. 6. 2	戸沢村、酒田市、庄内町	1,848
	計			42,139
合 計				155,510 (海域 3,459)

(注) 複数県にまたがる国立・国定公園については、山形県における面積を示しました。

< 山形県自然環境保全地域 >

(単位：ha)

	地域名	指定年月日	関係市町村	面積
1	今神山自然環境保全地域	S50. 3. 10	戸沢村	722
2	気比神社社叢自然環境保全地域	S50. 3. 10	鶴岡市	11
3	ヌルマタ沢・野川自然環境保全地域	S50. 3. 10	朝日町・長井市	4,016
4	大沢川源流部自然環境保全地域	S57. 3. 17	真室川町	350
5	沼ノ口湿原自然環境保全地域	S58. 5. 4	飯豊町	7
	合 計			5,106

< 山形県里山環境保全地域 >

(単位：ha)

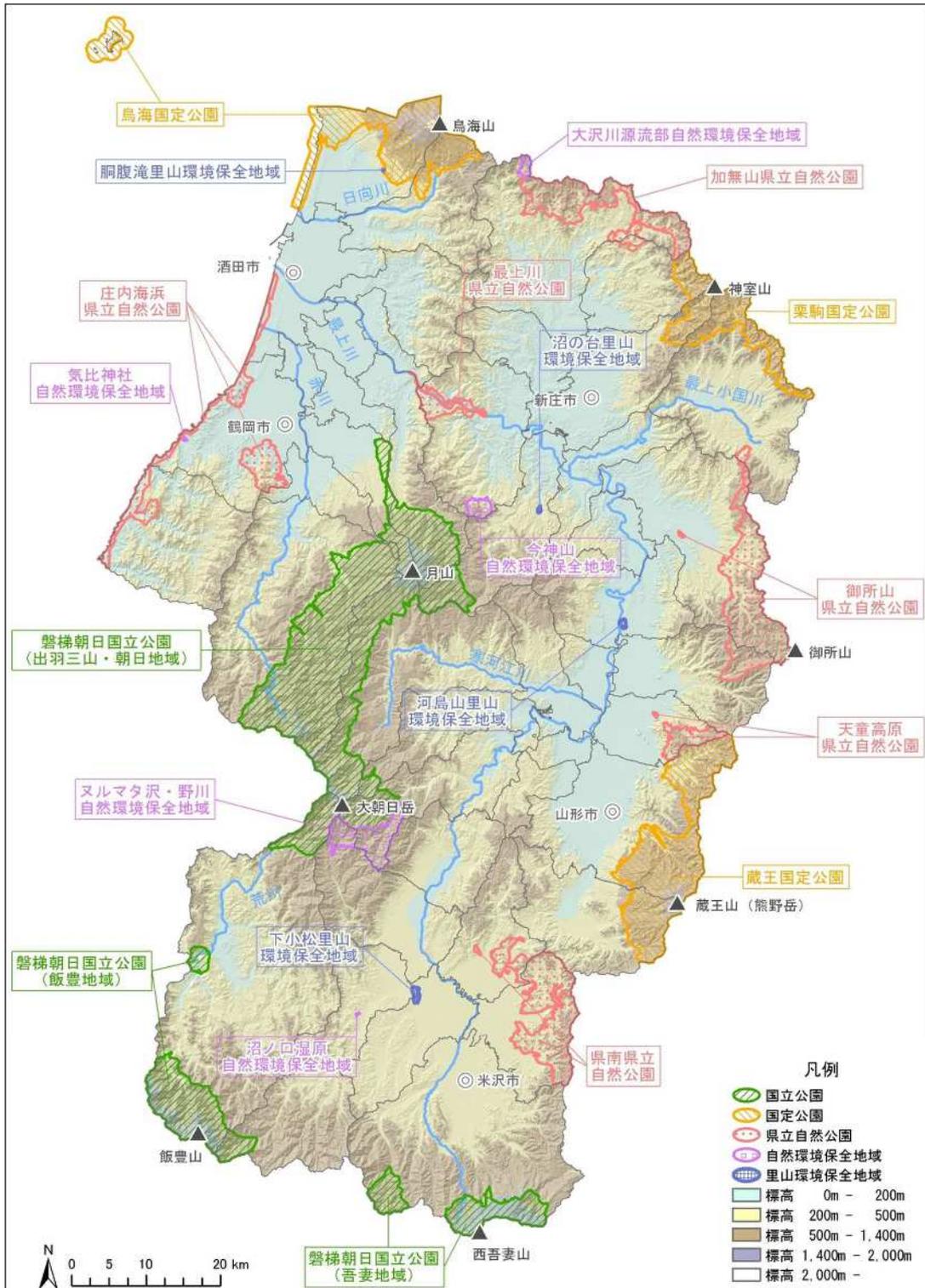
	地域名	指定年月日	関係市町村	面積
1	胴腹滝里山環境保全地域	H14. 3. 29	遊佐町	3
2	下小松里山環境保全地域	H15. 3. 28	川西町	156
3	河島山里山環境保全地域	H17. 3. 25	村山市	74
4	沼の台里山環境保全地域	H18. 3. 24	大蔵村	24
	合 計			257

< 鳥獣保護区 >

(単位：ha)

	地域名	箇所数	面積 (ha)
1	国指定鳥獣保護区	3	30,253
2	県指定鳥獣保護区	48	68,494
	合 計	51	98,747

自然公園、山形県自然環境保全地域、山形県里山環境保全地域区域図



【課題】

（生物多様性の保全に関する課題）

- 減少している野生動植物については、その状況を把握しつつ、実効性ある保護対策や保護活動を推進していくことが必要です。また、生物多様性の損失を止めるためには、減少している種そのものだけではなく、個々の生息・生息地における多様な環境の保全や生息地間の連続性の確保など、生態系に視点をおいた対策が重要であり、多様な主体との連携・協働が必要です。
- 外来生物の問題について県民の理解を深め、防除活動に繋げていくことが重要です。
- 地球温暖化等の気候変動の影響による種の絶滅危機などの生態系への影響について、県民の理解を深め、県民一人ひとりが環境への負荷の少ない生活様式へ転換することなどが必要です。
- イノシシやツキノワグマなどの野生鳥獣の生息域・個体数が拡大し、クマ等の市街地出没の防止やニホンジカによる希少野生植物の食害への対応など、人口減少下における持続可能な被害防止に向けた新たな取組みが必要です。

（自然環境との共生に関する課題）

- 自然公園施設の老朽化や、一部にオーバークース（過剰利用）などの課題が生じているため、施設の計画的な新設や再整備及び適切な維持管理に取り組んでいくことが必要です。
- 荒廃のおそれのある森林が数多く存在し、森林の有する公益的機能を維持・増進していくことが課題となっており、適正な森林整備の実施や県民参加の森づくり活動を推進していくことが必要です。
- 気候変動の影響とみられる豪雨などの自然災害が頻発化、激甚化することが懸念されています。森林や農地を適切に管理することにより、土壌等が雨水を貯留し、河川へ流れ込む水量を平準化して洪水を緩和するなど、自然生態系が有する防災・減災機能を維持・活用していくことが必要です。
- 内陸部から流れる河川ゴミは、河口部や庄内海浜地域に多く流れつき、沿岸の生態系や景観に悪影響を及ぼしており、海への環境負担の増加が課題となっています。
- 温室効果ガスを削減し地球規模の環境保全を図るため、再生可能エネルギーの導入拡大は不可欠ですが、一方で地域の環境への影響が懸念される大規模な再生可能エネルギー関連事業が増加しています。今後、再生可能エネルギーの導入を進めるうえで、自然環境や景観、地域の歴史・文化等と調和を図り、地元住民の合意を得ていくことが重要になっています。

また、事業者は、環境保全等の観点からより良い事業計画を作っていくことが必要です。県は、市町村の協力を得ながら、環境影響評価制度の周知を図ることが課題となっています。

(環境資産の活用・継承に関する課題)

- 海、山、湧水、滝、巨木など本県ならではの自然環境や、棚田、景観等の環境資産を活かし、新しい人の流れをつくり、地域に活力を引き込んでいくことが必要です。
- 特に「山」は、登山道の維持管理という困難な作業が伴うものの、その担い手の高齢化といった課題もあり、活用だけでなく保全の視点も併せ持って取り組むことが必要です。
- 蔵王のオオシラビソ林は国定公園内にあることから、周囲の自然環境を守りながら再生することが必要です。また、山頂付近のオオシラビソ林が再生するには概ね70年以上を要すると考えられており、息の長い取組みとなりますが、順応的管理の考え方をベースとして、自然再生事業実施計画策定後も見直しと修正を行いながら事業を実施する必要があります。

【コラム】最上川の特徴的な保全活動



最上川は山形県だけを流れ、県内の自然の代表とも言える川です。昭和天皇御製の「最上川」は、山形県民の歌として広く親しまれており、また、松尾芭蕉の俳句「五月雨をあつめて早し最上川」にも詠まれています。

この最上川を美しい山形づくりのシンボルに掲げ、関係する様々な方が集い、話し合い、連携・協働していくための母体として、「美しい山形・最上川フォーラム」が2001(平成13)年の発足以来、24年にも渡り活動しています。

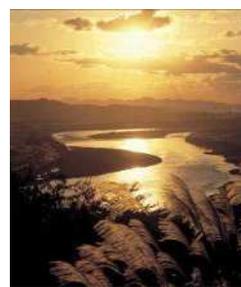
フォーラムでは、河川の清流化に向けた水質調査や河川ごみの回収活動、河川環境に関する問題意識や関心の醸成、人材育成、桜の維持管理による最上川沿い等の景観向上や地域振興を図る「最上川夢の桜街道づくり」等様々な取組みが行われています。



最上川源流部（米沢市）



最上川中流域（大江町）



最上川下流域（酒田市）



【施策の展開方向】

生物多様性がもたらす4つの恵み（生態系サービス）

【くらしの基盤】 （供給サービス）	【安全・安心の基盤】 （調整サービス）	【豊かな文化の基盤】 （文化的サービス）	【生命の存立基盤】 （基盤サービス）
食料、水、木材、繊維、医薬品の原料等の資源の提供など	水質浄化、気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減など	自然景観の美しさ、精神・宗教的価値、レクリエーションの場の提供など	光合成による酸素の提供、栄養塩の循環、土壌形成など

四
柱
の
基
盤

- ・ 生物多様性の重要性が広く認識され、多様な主体が保全活動に参画している。
- ・ 生物多様性がもたらす豊かな恵みを楽しみ、持続的に活用している。
- ・ 本県ならではの自然環境や景観などの環境資産を活かした取組みにより、地域の活性化が図られている。

施策の展開方向

やまがた緑環境税を活用した森づくりへの参加人数 70,000人

1 生物多様性の保全	2 自然環境との共生	3 環境資産の活用・継承
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 体験活動等への参画を促し、県民の生物多様性に対する理解を促進 ◆ 地域の多様な主体により維持されてきた生態系の維持・保全に向けた取組の推進 ◆ 外来種対策の推進 ◆ 野生鳥獣の適正な管理の推進 ◆ 人口減少下においても鳥獣被害対策を持続可能なものとするため、自治体と地域の間に立ち、機動的・広域的に活動できる被害防止体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 山岳資源や自然公園、野外レクリエーション施設等の保全・整備・維持管理及びその利活用を推進 ◆ 計画的な造林や間伐等の森林整備など、多様で健全な森づくりの推進 ◆ 荒廃森林の復旧整備、水土保全機能の低下した森林の整備 ◆ 県民参加の森づくり等の推進 ◆ 継続的な河川・海岸の保全、清掃美化活動の支援 ◆ 環境影響評価等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ やまがた百名山の認知度向上・利用拡大と保全活動の担い手確保を両輪とした一体的な取組の推進 ◆ 樹氷復活のためのオオシラビソ林再生に向けた計画的な取組みの推進 ◆ 登山道等の予防保全型の修繕や避難小屋の新設 ◆ 豊かな自然・景観を活かした地域活性化の推進 ◆ 農山漁村地域の保全と活用による農業の有する多面的機能の維持・発揮

（1）生物多様性の保全

ア 生物多様性の理解の促進

- ・ 自然とのふれあい体験活動、森林や生き物の保全活動への参加等を促し、県民の生物多様性に対する理解を促進します。
- ・ 自然環境総合モニタリング調査等の実施を通じ、生態系の状況、希少野生生物の生息・生育環境の適正な保全、外来生物の生息・生育状況の把握に努めます。

イ 絶滅のおそれのある種や重要な生態系の保全と再生

- ・ 過剰な捕獲や採取、生息・生育地域の環境悪化等により個体数が激減し絶滅のおそれのある野生生物の種のリストであるレッドリストの周知・啓発に努めます。
- ・ 多様な主体が連携し、絶滅のおそれのある種や重要な生態系の保護対策の促進や保護規制措置を講じます。
- ・ 森林、農地、河川、湖沼、ため池、公園緑地、沿岸などにおける各種事業の実施にあたっては、野生動植物の生息・生育地の保全・再生・創出を図るため、自然に配慮した工法や資材等により、生き物の移動経路の確保に努めます。
- ・ 生物多様性の確保や自然環境の体系的な保全に適切な配慮がなされるよう、環境影響評価手続を適切に進めます。

- ・ 地域の多様な主体によって維持されてきた生態系の維持・保全に視点を向け、それらの活動が今後も維持できるような取組みを推進します。

ウ 外来種対策の推進

- ・ 外来種問題の普及啓発に努めるとともに、特に生態系に影響の大きい外来種について、現状を把握のうえ、初期防除等に取り組みます。

エ 野生鳥獣の適切な管理と鳥獣被害対策の推進

- ・ ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ及びニホンジカについて、それぞれの管理計画に基づき、野生鳥獣の適正な管理を推進し、農林水産被害の軽減、人身被害の防止を図ります。また、農作物被害、生活環境被害だけでなく、湿原や草地等における土壌や植生の破壊、湿地の劣化や草地の浸食・裸地化など多様性の喪失の防止を図ります。
- ・ 鳥獣の管理体制を維持・強化するため、捕獲の主要な担い手である猟友会員等の狩猟者の確保・育成に向けた取組みを支援します。
- ・ 侵入防止柵設置等の被害防除対策、放棄果実の除去や緩衝帯の整備等の生息環境管理及び捕獲対策を組み合わせた、地域の実情に応じた集落単位での総合的な鳥獣被害対策を推進します。
- ・ 特にツキノワグマについては、人の生活圏への出没による県民の暮らしへの影響が甚大であることから、市町村における緊急銃猟の実施体制の確立に向け、備品の購入支援や研修会の開催などによる知識・ノウハウの習得支援などを行うとともに、市町村等と連携し、捕獲対策や河川等の藪の刈払いなど生活圏への出没防止対策を推進します。
- ・ 人口減少が進展する中でも、クマ対策を含めた今後の鳥獣被害対策を持続可能なものとするため、自治体と地域や住民との間に立ち、機動的・広域的に活動できる持続可能な被害防止体制の整備に取り組みます。

(2) 自然環境との共生

ア 自然公園の整備と利用促進

- ・ 山岳資源や自然公園、野外レクリエーション施設等について、地元市町村等と連携し、保全・整備・維持管理、及びその利活用を一層推進します。

イ 森林の有する公益的な機能の維持・増進及び持続的な発揮

- ・ 計画的な造林や間伐等の森林整備、立地条件に応じた針広混交林化や複層林化等による、多様で健全な森林づくりを推進します。
- ・ 荒廃森林の復旧整備、水土保持機能の低下した森林の整備等を計画的に推進します。
- ・ 4つの県民の森や県立自然博物館等での体験活動等を通じた「やまがた^{もくいく}木育」

の推進、企業や地域の団体など多様な主体による森づくり活動への支援、緑化行事の推進により、県民参加の森づくりを推進します。

ウ 河川ごみ対策等、海への環境負荷の軽減

- ・ 河川愛護活動団体などによる継続的な河川・海岸の環境保全、清掃美化活動を支援します。
- ・ 海岸漂着物等の現状把握と回収処理を推進するとともに、陸域部におけるごみ発生抑制対策を進めます。

エ 環境影響評価等の推進

- ・ 再生可能エネルギーの導入にあたっては、事業者に対して地元住民等への計画段階での十分な説明を求めるとともに、知事が事業を認定する仕組み等を検討します。
- ・ 大規模な事業が環境や文化の保全に配慮したものとなるようにするため、環境影響評価制度の遵守により、適切な環境保全が図られるよう、事業者に促します。また、県は、市町村の協力を得ながら、環境影響評価制度の周知を図ります。

(3) 環境資産の活用・継承

ア 環境資産を活かした地域活性化の取組みの促進

- ・ 「やまがた百名山」について、認知度向上・利用拡大と保全活動の担い手確保を両輪とした一体的な取組みを進めます。
- ・ 「県民の宝」である樹氷の景観を復活させ、将来世代に手渡し、その恵みを脈々と守り続けることができるよう、今後、自然再生事業実施計画を策定しオオシラビソ林の再生に向けた取組みを推進します。
- ・ 山岳資源の持続的活用とともにオーバーユースを是正するため、登山道や県有避難小屋の予防保全型修繕や、登山者の一極集中の分散を図るため新設の避難小屋の整備を推進します。
- ・ 貴重な自然資源であり、観光資源でもある温泉資源を保護するため、温泉の掘削や温泉利用施設が適正なものとなるよう指導します。
- ・ 地域資源の一つである県内の名水や滝の保全と地域活性化への活用の取組みを推進します。
- ・ 景観条例に基づく眺望景観資産の指定や、『やまがた景観物語』おすすめビューポイントの選定により、良好な景観の形成に対する普及啓発や景観を活かした周遊情報の発信を行います。
- ・ 「未来に伝える山形の宝」登録制度を推進し、県民が県内の天然記念物や景観等を保存・活用する取組みを支援します。

イ 農山漁村地域の保全と活用

- ・ 農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動や、中山間地域等における農業生産活動、環境保全に資する農業生産活動(環境保全型農業)、荒廃農地を再生し有効に活用するための取組みなどを支援します。
- ・ 木質バイオマス資源の持続的な活用に向けた取組みを支援します。
- ・ 地域資源を活用した体験によるグリーン・ツーリズムを推進し、農山漁村地域の豊かな自然とのふれあい等を通じて自然環境への理解の促進を図ります。



草木塔(※1)

【各主体が配慮すべき事項・期待される役割の例】

<p>県民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「やまがた百名山」への登山や登山道整備に参加して山に親しんだり、森づくり活動に参加したりする。 ・ 自然公園施設（登山道、避難小屋等）を利用するときは、オーバーユースとならないようマナーを守って適切に利用する。 ・ 希少な野生動植物などの捕獲や採取等を行わない。また、その生息・生育環境の保全活動に参加する。 ・ 地域固有の特性を有する生物種の交雑や喪失を防止するため、他地域から動植物を持ち込まない。 ・ 地域本来の自然環境に悪影響を与えるオオクチバスやアライグマ等の侵略的な外来生物を野外に放出しない。 ・ 本県ならではの自然環境、河川等の美化活動、山形らしい景観を活かした地域づくりや保全活動へ参加する。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生態系に配慮しながら、事業所敷地内等の緑化や植栽を推進するとともに、地域の緑化運動や河川等の清掃美化活動への参加に協力する。 ・ 「やまがた絆の森」の仕組みを活用した、企業、森林所有者、県等の協定に基づく森づくり活動を行う。 ・ 自然環境保全の重要性を認識し、絶滅が危惧される野生動植物などの生息・生育環境を適正に保全するよう、また、生態系を壊さないよう、事業活動における環境配慮に努める。 ・ 山形の自然、歴史・文化等と調和した景観の形成に努める。
<p>市町村</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の保全活動の機会提供や自然環境保全の取組みへの支援を行う。 ・ 住民の自然環境を活かした地域づくりなどへの支援を行うとともに、環境に配慮したまちづくりに取り組む。 ・ 森林の有する公益的な機能の維持及び持続的な発揮のため、森林環境譲与税を活用した森林整備等による更なる森林・林業施策を展開する。 ・ 本県ならではの自然環境や景観を保全し、環境資産の効果的な利用を図る。 ・ 鳥獣被害対策を地域社会の維持・発展に不可欠な重要政策と位置づけ主体的に取り組むため、地域住民の主体性を促し、適切な対策技術の導入や財政支援を行うとともに、県と連携してデータの収集・分析を進め、被害対策の推進に役立つ仕組みを整備・運用する。



【コラム】やまがた百名山 ～ かけがえのない100の山 ～



「山の日」(8月11日)が「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する日」として2016(平成28)年に国民の祝日に制定されたことを契機に、地域の宝である山の宝に光を当て、山の魅力を認識し愛着を高め、その魅力を発信し、山岳観光の振興につなげることを目的に、県では県民や市町村、山形県の山に愛着を持つ皆さんから山形県内の魅力的な山を広く募集し、「やまがた百名山」を選定しました。

「やまがた百名山」には、日本百名山に数えられる本格登山向けの名峰から、気軽に散策やトレッキングを楽しめる低山、地元で愛されているもののこれまであまり知られていなかった里山まで、多彩な魅力と歴史的背景、暮らしと関わりの深い百座がそろっています。

登山者が安全に山歩きを楽しめるのも、登山道の下刈りや案内看板等の整備があつてこそ。「やまがた百名山」では里山を中心に、地元の方々が主体となった登山環境の整備が行われており、県ではこうした皆さんの活動を支援してきました。「私たちの地元の山の素晴らしさを知って欲しい」という思いで行われている登山環境の整備は、多くの登山者呼び、地元の方々との交流や地域づくりのきっかけにもなっています。



山形県山岳情報ポータルサイト「やまがた山」
<http://www.yamagatayama.com/>

